

Ⅲ 資産の譲渡に係るプラットフォーム課税の概要

(資産の譲渡に係る「プラットフォーム課税」の概要)

問29 資産の譲渡に係る「プラットフォーム課税」の概要を教えてください。

【答】

国外事業者が対価を得て国内において行う資産の譲渡や、事業者（国外事業者に限られません。）が行う特定少額資産の譲渡（問1参照）については、原則として、当該資産の譲渡を行う事業者が申告・納税を行うこととされています。

ただし、令和10年4月1日以後に、事業者がデジタルプラットフォーム（問31参照）を介して行う次の資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者※を介して当該資産の譲渡の対価を収受するものについては、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行ったものとみなして、申告・納税を行うこととされました（プラットフォーム課税）（消法15の3①）。

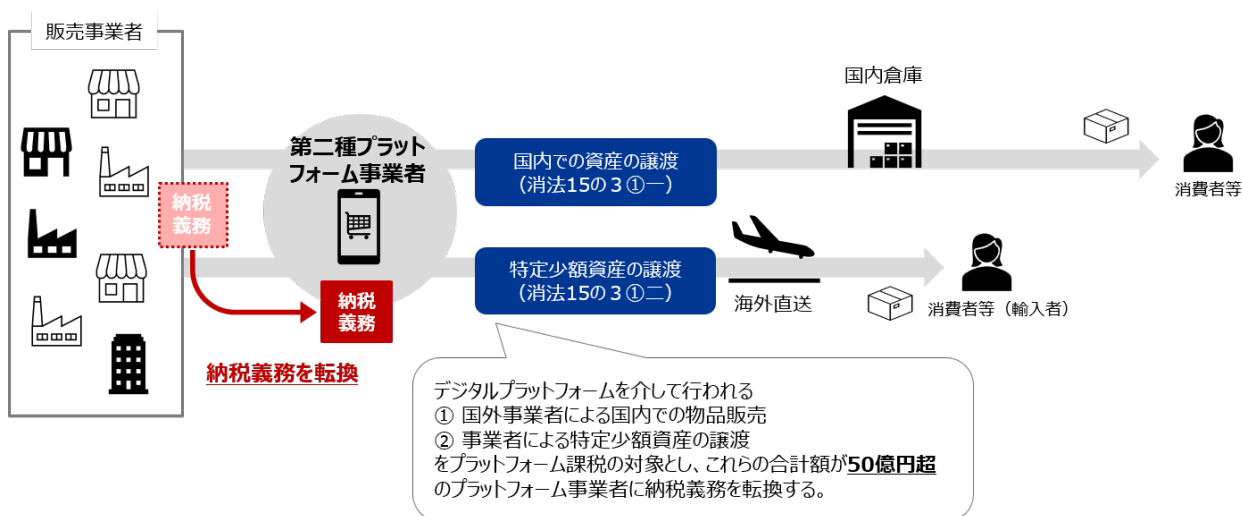
① 国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）

② 事業者が行う特定少額資産の譲渡

（注） 特定少額資産の譲渡と異なり、国内において行う資産の譲渡でプラットフォーム課税の対象となるものは、国外事業者が行うものに限られますので、例えば、国内事業者が国内において行う資産の譲渡と特定少額資産の譲渡の両方を行っている場合にプラットフォーム課税の対象となるのは特定少額資産の譲渡のみであり、国内において行う資産の譲渡については国内事業者自身で申告・納税を行うことになります。

※ 第二種プラットフォーム事業者とは、指定要件（問40参照）を満たす事業者として、国税庁長官から指定を受けた事業者をいいます。

《プラットフォーム課税のイメージ》



（「国外事業者」の意義）

問30 「国外事業者」とはどのような者ですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡であって、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものです（消法 15 の 3 ①）。

上記①の「国外事業者」とは、次の者をいいます（消法 2 ①四の二、所得税法 2 ①五、法人税法 2 四）。

① 非居住者※¹である個人事業者

② 外国法人※²

※ 1 非居住者とは、居住者（日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人）以外の個人をいいます。

※ 2 外国法人とは、内国法人（日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人）以外の法人をいいます。

（「デジタルプラットフォーム」の意義）

問31 「デジタルプラットフォーム」とはどのようなものですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものです（消法 15 の 3 ①）。

この「デジタルプラットフォーム」とは、不特定かつ多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築された場であって、当該場を介して当該場を提供する者以外の者が資産の譲渡等を行うために、当該資産の譲渡等に係る情報を表示することを常態として不特定かつ多数の者に電気通信回線を介して提供されるものをいい、例えばオンラインマーケットプレイスや当該場を提供する個人輸入代行サイトなどがこれに該当します（消法 15 の 2 ①）。